

令和7年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 地域共生を目指したデータセンター脱炭素化設備導入支援事業 （三次公募）

概要資料

令和8年9月

2026/9/1 ver.1

一般社団法人地域循環共生社会連携協会

本説明資料について

本資料は、令和7年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 地域共生を目指したデータセンター脱炭素化設備導入支援事業の三次公募の公募要領をベースに、本補助金の申請にあたってのポイントをまとめたものです。

本補助金の詳細な事業内容、対象事業、応募方法 及びその他の留意事項は公募要領に記載しておりますので、応募申請される方は、公募要領をご熟読くださいますようお願いいたします。

1. 事業の目的と性格
2. 補助対象となる事業
3. 応募の対象
4. 公募期間及び応募方法
5. 補助対象事業の選定方法
6. 補助事業全体のスケジュール
7. お問い合わせ

1. 事業の目的と性格（1）

- この補助金は、我が国の2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向け、生成AI等の活用の広がりにより、データセンターからの温室効果排出量も急増することが予測されている中、(A)未利用再エネと蓄エネの活用、(B)熱の利用、(C)省エネに係る設備導入を支援することで、データセンターの脱炭素化と地方分散を促進し、地域共生型データセンターの普及を図ることを目的としております。
- 補助金の目的から、申請にあたっては、事業の具体的計画内容及び算出過程を含むCO2削減量の根拠、考え方を明示いただく必要があります。
- あわせて以下の点にもご留意ください。
 - 1) 事業実施にあたっては関連する法令・基準等を遵守のこと。
 - 2) 事業完了後も、環境省に対する事業報告書（二酸化炭素削減量の実績把握等）の提出や取得財産の適正な管理を行い、効率的運用を図る必要があります。
 - 3) 補助事業で整備した財産を処分（目的外使用、譲渡等）する場合は、事前に協会に申請を行い、承認を受ける必要があります。

1. 事業の目的と性格（2）

地域共生を目指したデータセンター脱炭素化設備導入支援事業（総務省連携事業）



【令和7年度補正予算 2,000百万円】

データセンターの省エネ化と未利用エネルギー活用等により、地域共生型のデータセンター普及を図ります。

1. 事業目的

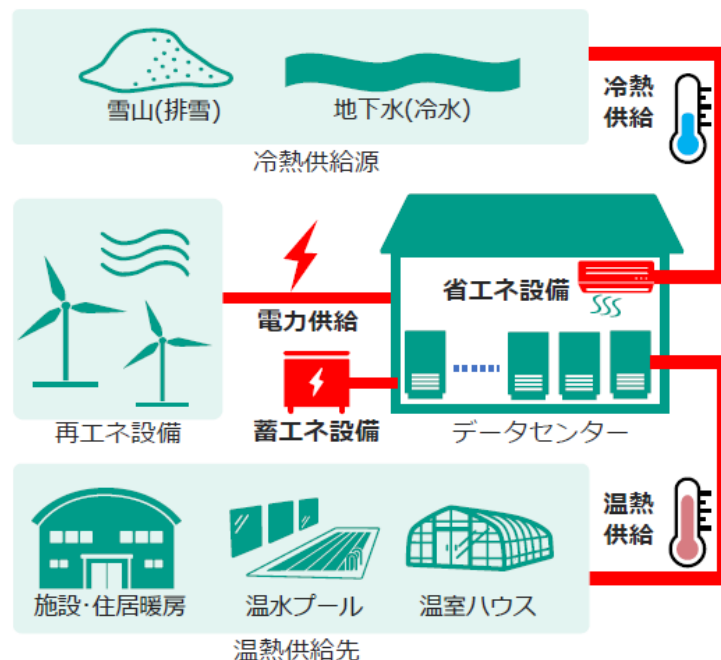
地球温暖化対策計画で示された2030年度・2035年度・2040年度の各削減目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、生成AI等の活用拡大に伴いGHG排出量急増が見込まれるデータセンターを対象に、未利用エネルギーの活用等を支援する。これにより、データセンターの脱炭素化と地方分散を促進し、地域と共生する持続可能なデータセンターの普及を図る。

2. 事業内容

経済安全保障や産業力強化の観点から、生成AI等の活用拡大に伴い、国内のデータセンター立地とともに電力需要も今後急激に増加することが見込まれる。増大するデータセンター需要を脱炭素電源の近傍等の適地に誘導することを念頭に、データセンターへの省エネ設備、未利用再エネ利用設備、熱利用設備、蓄エネ設備等の導入を支援することにより、地域共生型のデータセンターを普及する。

補助対象設備（補助率）	・省エネ設備（1/2） ・未利用再エネ利用設備（1/2） ・熱利用設備（1/2） ・蓄エネ設備（1/3） 等
補助上限額	10億円（1事業につき）

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/3、1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和7年度

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

2. 補助対象となる事業および補助対象設備(1)

	事業内容	補助対象設備		主たる要件	
			設備例		
A 未利用再エネ利用設備	再エネ発電設備にて未利用となっている余剰電力を活用する事業	A-1)未利用再エネを利用する設備 A-2)蓄エネ設備※ ※未利用再エネの変動調整機能としての蓄エネ設備に限る		未利用再エネがデータセンター全体の電力使用量の10%以上	
B 熱利用設備	データセンターへあるいはデータセンターからのエネルギー供給に関して未利用熱を利用する取り組み	データセンターへ熱を供給する設備	B-1)再エネ由来の熱をデータセンターのサーバー冷却用の冷水生成に利用する設備	熱交換器 ヒートポンプ、ヒートパイプ ポンプ 熱導管 蓄熱槽 蓄熱トラック	
			B-2)未利用熱を利用して発電した電力をデータセンターへ供給しサーバ冷却に利用する設備	B-1)の設備に加えて 差圧発電システム バイナリー発電システム	
		データセンターから熱を供給する設備	B-3)データセンターからの排熱をデータセンター外の施設に輸送し、産業プロセスや暖房・給湯等に利用する設備	B-1)の設備に加えて ジェネリンク	

2. 補助対象となる事業および補助対象設備(2)

	事業内容	補助対象設備		主たる要件
			設備例	
C 省エネ設備	省エネ性能の高い空冷・液冷・液浸方式の冷却設備等を導入する事業	C)液冷冷却方式や液浸冷却方式などのサーバ冷却設備	内調機 外調機 チラー クーリングタワー 液冷システム 液浸システム	PUE1.28 以下

*1 蓄電池は単位量あたりの目標価格に補助率を乗じて得た額が補助の上限

***2 IP通信機能を有する蓄電池、EMSについては、セキュリティ対策として、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）による「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」（JC-STAR）における適合ラベル取得製品の使用が求められる。
詳細は公募要領p.11をご覧ください。**

- ・事業の要件の詳細については公募要領 p. 5～9 をご覧ください。
- ・対象設備の詳細については、公募要領 p. 10～13 をご覧ください。

3. 応募の対象

■ 事業実施場所

- ・ 自然保護区域や国立公園等の特別保護区、その他特定の場所を事業実施場所とする場合は補助対象外となりますのでご注意ください。
詳細は公募要領p. 6～7をご覧ください。
- ・ 実施場所の地元住民の理解が得られることが必要であり、データセンター建設に関し地域への環境影響やその対策等について、近隣住民への説明やコミュニケーションを行うことを推奨します（審査において加点あり）。また、必要に応じて資源エネルギー庁「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、実施場所での説明会又は事前周知措置を実施することが必要です。
詳細は公募要領p.20をご覧ください。

■ 補助事業の応募者

- ・ 応募可能な団体は民間企業、独立行政法人、社会福祉法人等あります。
詳細は公募要領 p.13をご覧ください。
※地方公共団体、個人は含まれませんのでご注意ください。
- ・ 複数の団体が共同でご応募いただくことも可能です。
詳細は公募要領p.14をご覧ください。
- ・ ファイナンスリース等のスキームをご利用いただくことも可能です。
詳細は公募要領p.14をご覧ください。

■ 補助金交付額

- ・ 補助対象経費に対し補助率 2 分の 1 で補助します。上限は 1 事業につき 1 0 億円。
ただし蓄エネ設備については補助率を 3 分の 1 とします。

3. 応募の対象

■ 補助事業期間

- ・ 原則として単年度。ただし、単年度での実施が困難な事業については補助事業の期間を複数年度（最大3年度）とすることができます。
- ・ 本年度実施期間：交付決定日から令和9年2月28日（日）まで。

■ 補助対象経費

- ・ 事業を行うために必要な工事費、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費
詳細は公募要領 別表第1及び別表第2をご覧ください。

4. 公募期間 及び 応募方法

公募期間

令和 8 年 9 月 1 日（火） から 10 月 9 日（金）

応募方法

Jグランツ又は電子メールにより
応募申請書類をご提出お願いします。

※詳細は公募要領p.29～30をご覧ください。

※紙媒体による提出は受け付けません。

※応募申請書の記入方法は公募要領p.27-29をご覧ください。

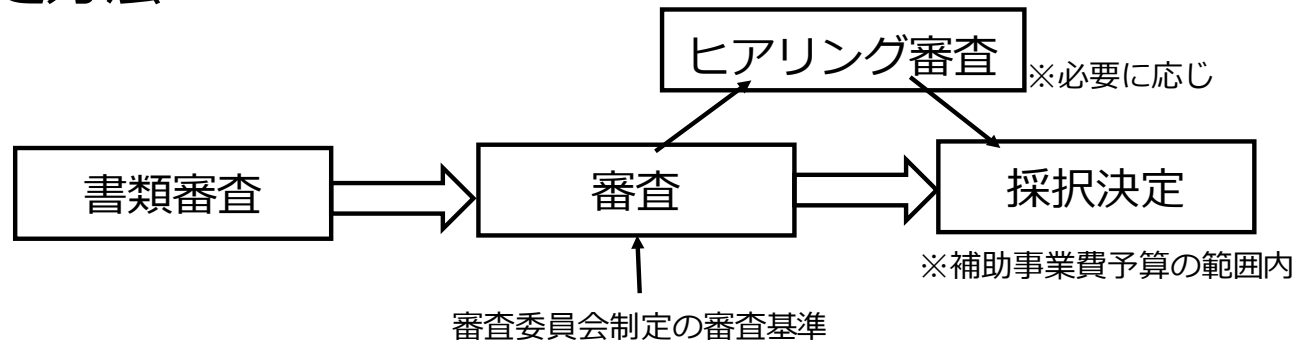
ご提出期限

令和 8 年 10 月 9 日（金） 正午 必着

※ 期限を過ぎて協会が受信した申請については遅延が協会の事情に
起因しないものについては、受理しません。

5. 補助対象事業の選定方法

■ 選定方法



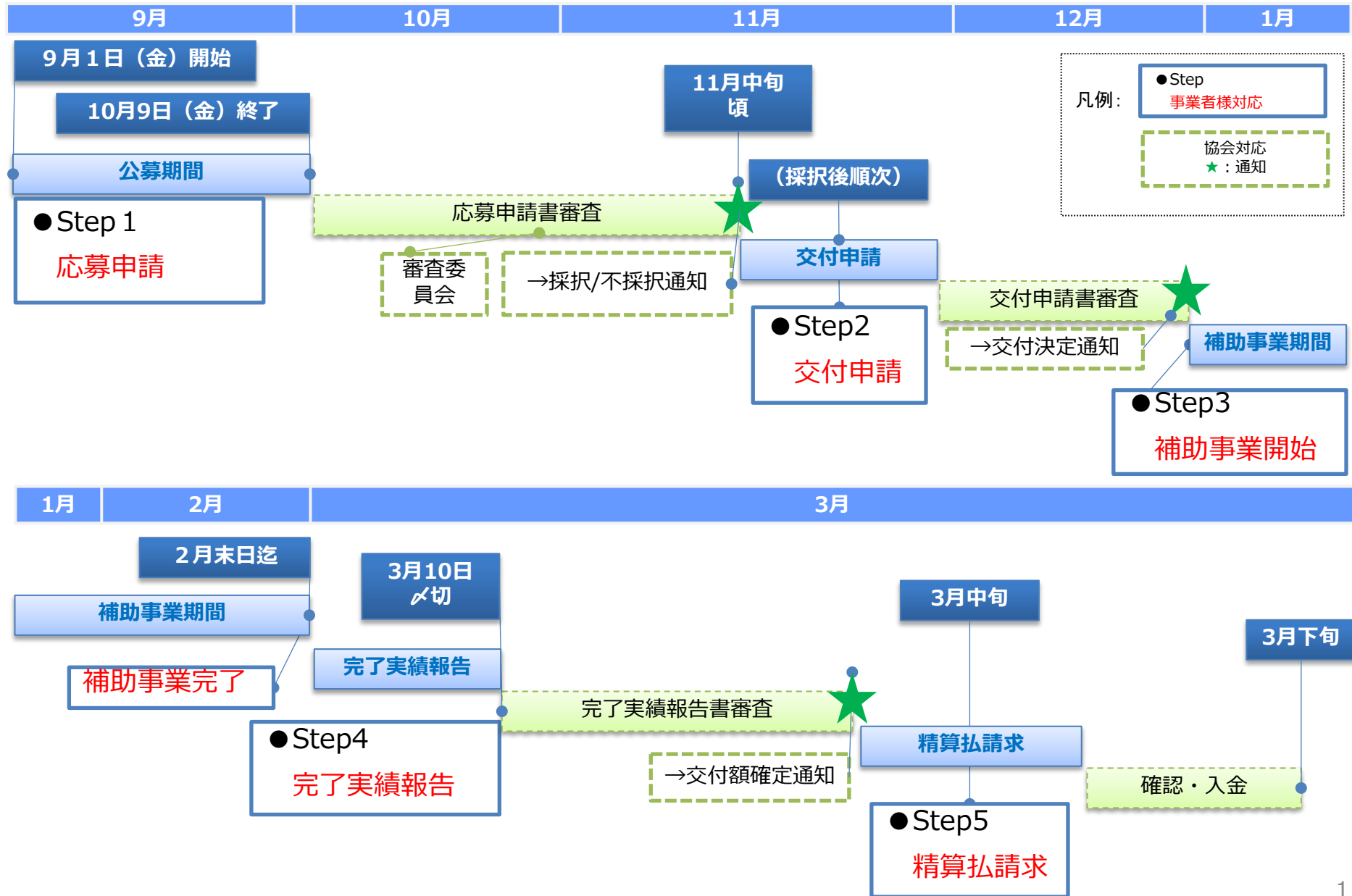
- 審査においては、事業の目的からCO2削減効果や未利用再生可能エネルギーの利活用等が採点対象となりますが、事業資金計画のロバスト性や経営の健全性といった審査項目やその他加点項目もあります。

詳細は公募要領p.17～21をご覧ください。

■ 選定結果

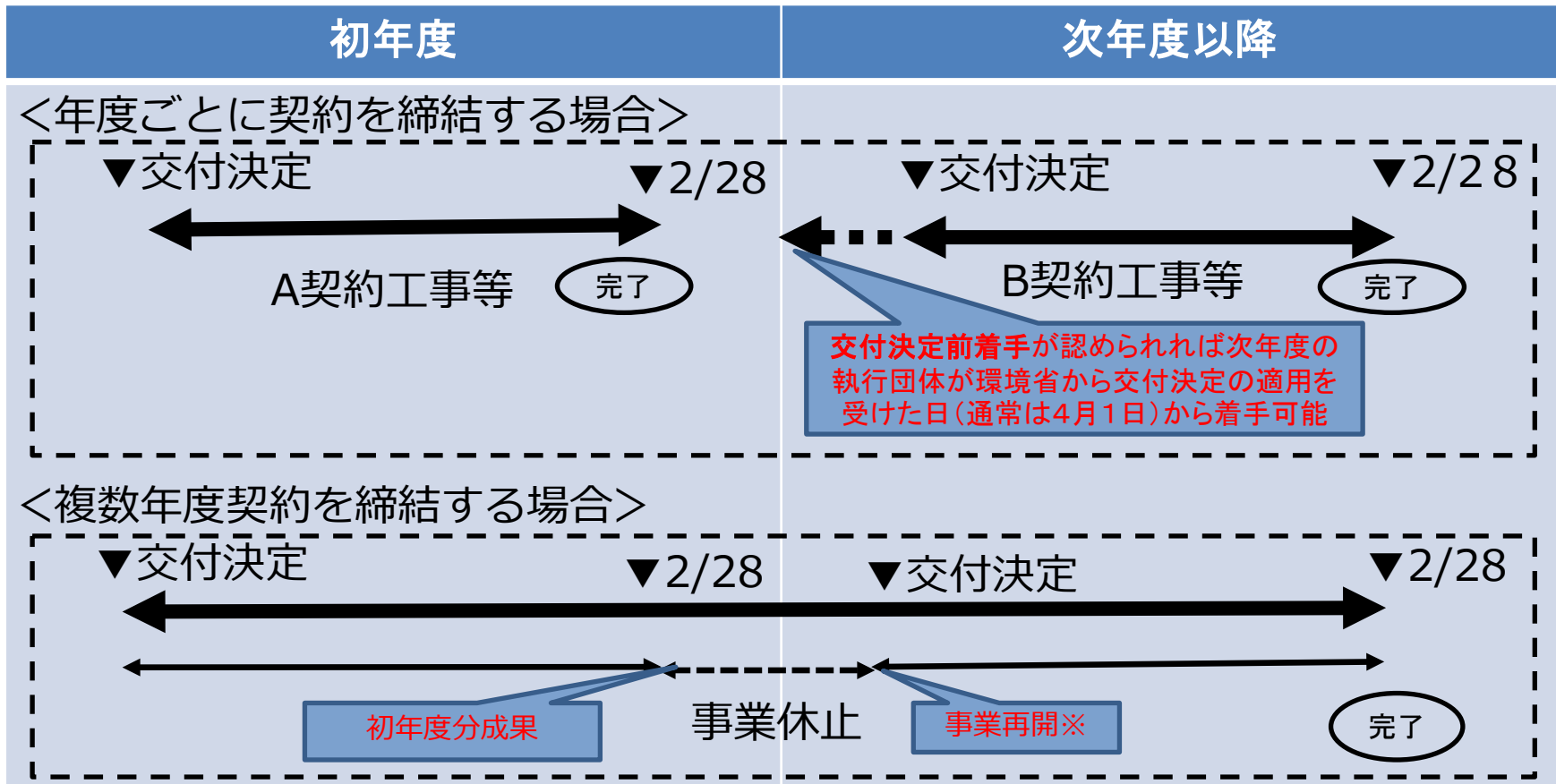
- 選定結果は11月中旬頃応募者様及び協会HPにてご案内します。

6. 補助事業全体のスケジュール（1）



6. 補助事業全体のスケジュール（2）

複数年度にわたる事業における契約



ポイント 🍷 複数年度契約を締結する場合

- ・ 初年度経費は初年度の成果相当で契約した金額を、次年度経費は残りを次年度分として契約した金額を計上してください。（複数年度契約でも**年度ごとの契約内容（成果物）と契約金額を定義**してください）。
- ・ 各年度ごとに経費（支払い）が発生する必要があります。

※事業再開については、交付決定前着手が認められた場合、上記B契約と同じ扱いとなります。

7. お問い合わせ

ご不明点等ございましたら電子メールにて問合せ願います。

メール件名に、**申請者名及び事業名略称**を必ず記入して下さい。

＜メール件名＞

例：株式会社〇〇 共生DCについて問合せ

＜問合せ先＞

一般社団法人地域循環共生社会連携協会 事業部

メールアドレス： kyosei08@rcespa.jp

＜問合せ受付期間＞

令和 8 年 9 月 2 日（水） から

令和 8 年 9 月 29 日（火） 17：00 まで

※ 回答に時間を要することがありますので、早めのお問合せをお願いします。

**個別相談も受け付けております*ので協会ホームページより
お申込みください。**

* 期間が限られておりますのでご注意ください

更新履歴

更新日	頁	項目	更新内容
令和8年 9月1日初版			